

郡山市国民健康保険

～高額療養費の申請簡素化についてのお知らせ～

該当する月ごとに申請が必要だった高額療養費の支給手続きについて、特例申請書を提出していただくことにより、毎回の申請が不要になります。 ※条件あり

【対象：令和4年1月受診以降かつ特例申請書提出月以降の医療費】

【利用条件】

- ・世帯主に国民健康保険税の滞納がない
- ・特例申請書に記載された同意事項（下記参照）に同意できる

【同意事項】

- ・支払うべき被保険者の医療費の一部負担金に未納が発生した場合、郡山市へ申し出ること
- ・第三者行為（交通事故等）があった場合は、郡山市に被害届を提出すること
- ・一部負担金の支払状況について、市から医療機関等に照会する場合があること
- ・医療機関に一部負担金を支払っていなかった場合及び高額療養費の支給後の変更等により、返還金が発生した場合には、その後に支給される高額療養費と調整すること。また、調整できない場合は、郡山市へ返還すること
- ・重度心身障害者医療費助成と重複するものとして算定される額の控除、医療費助成事業給付金への充当その他高額療養費の受領に関する一切の権限を郡山市に委任すること
- ・法令により領収書等の添付が必要となっている療養については、領収書等を提出すること（指定難病、特定疾病等）
- ・世帯主の変更等、被保険者資格の変更があった場合、この申請書による支給が停止することがあること
- ・指定した金融機関に振り込みが出来なくなった場合、この申請書による支給は停止すること
- ・国民健康保険税の滞納がある場合、この申請書による支給は停止すること

【特例申請に必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証
- ・世帯主名義の通帳

【お問合せ】

国民健康保険課 給付係 024-924-2141



【簡素化対象になる高額療養費の具体例】

令和4年1月受診以降かつ特例申請書提出月以降の医療費

※令和3年12月以前受診分の高額療養費は、従来どおり月ごとの申請（領収書の添付も必要）

具体例

申請方法	医療費	申請日	説明
従来	令和3年12月受診分	令和4年1月4日	簡素化は令和4年1月受診分からなので、従来申請で受付
	令和4年1月受診分	令和4年2月1日	特例申請書提出月以降から簡素化対応するため、従来申請で受付
特例	令和4年1月受診分	令和4年1月31日	特例申請書提出月から簡素化対応可能

【振込み時期】

医療機関から提出されるレセプト（診療報酬明細書）が審査機関を経て、本市に到達してから支給になるため、通常診療月から3か月程度の時間がかかります。

なお、レセプトの内容修正や再審査等で、更に時間を要する場合があります。

※従来の月ごとの申請でも、レセプトで最終的な支給金額を決定するため、特例申請にすることで、支給時期が遅くなることはありません。